

<裁判員制度調査報告 第20次報告>



裁判員ネット
あなたが変わる裁判員制度

2019年 11月 10日

一般社団法人裁判員ネット

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階
東京千代田法律事務所内 裁判員ネット事務局
Mail: info@saibanin.net

目次

はじめに	P1
裁判員制度調査報告	P2～P10
1 裁判員の選任状況	P2
2 裁判員裁判における判決	P3
3 裁判員裁判の控訴審	P5
4 裁判員裁判と取調べの可視化	P8
5 裁判員制度の施行状況等に関する検討会	P9
付録 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律に対する附帯決議	

はじめに

はじめに、全国各地で災害に見舞われた方々に心よりお見舞い申し上げます。そして、被災された方々の支援、また被災地の復興に向けて日々尽力されている方々に深く敬意を表します。

裁判員制度がスタートしてから 10 年が経過しましたが、これまでに裁判員や補充裁判員を務めた人は 9 万人以上にのぼります。日々、日本中の至る所で市民が裁判員裁判に参加している中、その経験が十分に共有されているとはいえません。多くの一般市民にとって、日常的に裁判員制度を意識する機会はあまりないといってよく、自分には関係ない制度と考えている人も少なくないでしょう。しかし、裁判員裁判を行う意義があるといえるのは、市民が主体性をもって司法に参加できたときであるはずで、裁判員を務めた経験が広く共有され、裁判員になったことのない人も一市民として制度について考えるようになったとき、初めて市民が主体的に司法に参加しているといえるのではないのでしょうか。

裁判員ネットでは、これまでに 300 人を超す市民モニターとともに 600 件以上の裁判員裁判モニタリングを行ってきました。この活動から、いつか裁判員になるかもしれない市民が、裁判員制度や市民参加といったテーマを身近なものとして捉え、自分に関わりのある問題として真摯に向き合うことの大切さを実感してきました。

この報告書が、みなさんとともに裁判員制度や市民参加について知り、考えていくための一助となれば幸いです。

裁判員制度調査報告

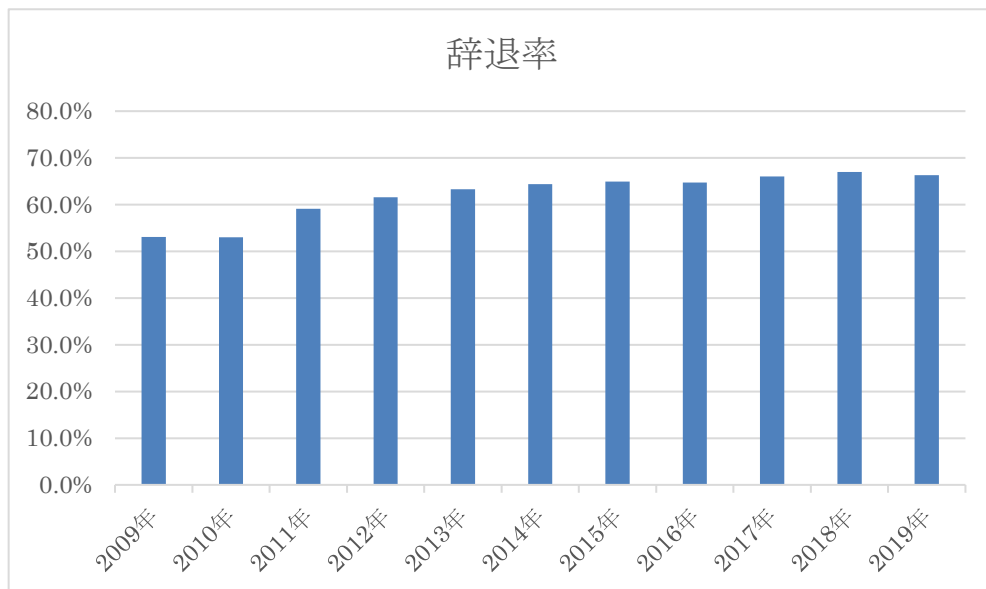
裁判員制度が2009年5月21日に始まって10年が経過しましたが、この間に、裁判員候補者は289万人を超え、そのうち9万人以上が裁判員又は補充裁判員として実際に刑事裁判に参加しました。

このように多くの市民が重大な刑事事件を取り扱う裁判員裁判に参加してきましたが、その中で市民の視点から見えてきた課題もあります。本稿では、最新のデータから制度の運用状況や課題について考えると共に、2019年5月以降の主なトピックを紹介していきます。

1 裁判員の選任状況

裁判所の取りまとめ¹によると、制度施行から2019年8月末までの間、全国60の地方裁判所（10支部を含む）において70,043人が裁判員を経験し、23,799人が補充裁判員を経験しています。

選任手続についてみると、選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた裁判員候補者の割合（辞退率）は、制度開始時（2009年）の53.1%から上昇しており、2017年は66.0%、2018年は67.1%、2019年（8月末まで）は66.3%となっています。



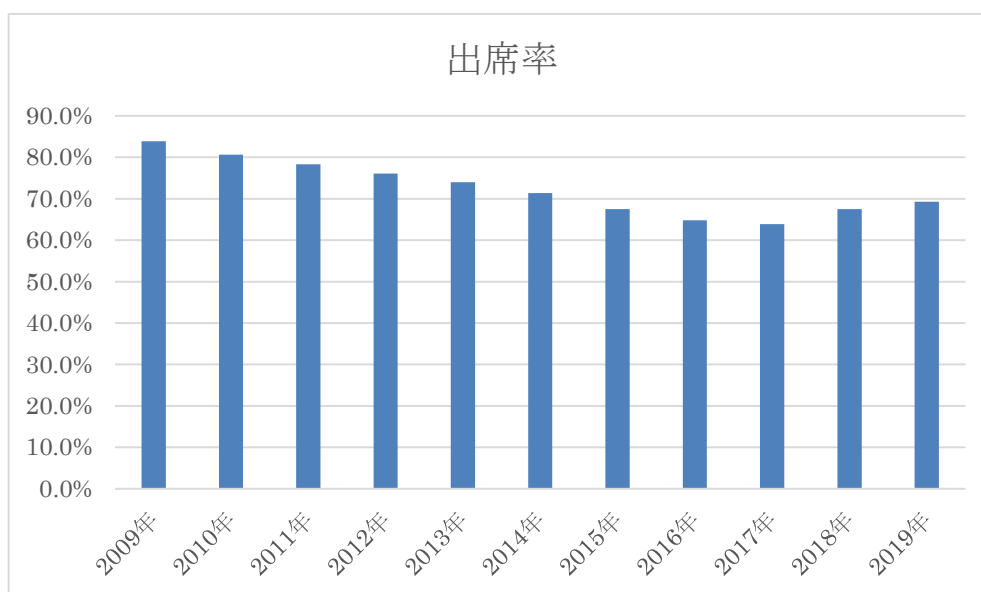
また、質問票等で事前には辞退が認められず、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者の出席率は、制度開始時（2009年）の83.9%から低下しており、2017年は63.9%、2018年は67.5%、2019年（8月末まで）は69.3%となっています。

呼び出しを受けた裁判員候補者は、選任手続期日に出席しなければならず（裁判員法29条1項）、正当な理由なく出席しない場合、10万円以下の過料に処される可能性があります（裁判員

¹ 裁判員制度の実施状況について（制度施行～令和元年8月末・速報）【PDF】

http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_8_saibaninsokuhou.pdf

法 112 条 1 号)。しかし、現時点で、出頭しない裁判員候補者が過料に処せられたという発表、報道はありません。



年々辞退率が上昇し、出席率が低下している現状は、司法への市民参加が目的である裁判員制度の根本に関わる問題です。引き続き、これらのデータに注目していきたいと思います。

2 裁判員裁判における判決

(1) 裁判員裁判での判決人員

裁判所の取りまとめ²によると、2019年8月末までに裁判員裁判で判決が言い渡された被告人(終局人員)は12,418人で、その内訳は、12,053人が有罪、108人が無罪、12人が家庭裁判所への移送(少年法55条による家裁移送決定)となっています。

裁判員裁判で扱われた事件の罪名別人数は、殺人が2,845人で最も多く、次いで強盗致傷が2,632人、以下、傷害致死が1,208人、現住建造物等放火が1,189人、覚せい剤取締法違反が1,015人と続いています。

(2) 裁判員裁判と死刑判決

裁判員裁判では、一般市民から選ばれた裁判員が、有罪無罪の判断だけでなく、量刑の判断も行います。裁判員裁判の対象となるのは、法定刑が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件などの一定の重大な犯罪です(裁判員法2条)。例えば、殺人罪、強盗致傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死傷罪等が対象となります。そのため、事件によっては、裁判員も死刑の判断に関わることになります。

裁判員ネットの調査によれば、2019年11月8日時点で、裁判員裁判において死刑が求刑された事件は全国で54件あり、そのうち37件で死刑判決がなされています。

² 裁判員制度の実施状況について(制度施行～令和元年8月・速報)【PDF】

http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_8_saibaninsokuhou.pdf

(裁判員裁判で死刑が求刑された事件 2019年11月8日現在)

	一審判決日	事案	一審		控訴審	上告審
1	2010/11/1	殺人罪	東京地裁	無期懲役	—	—
2	2010/11/16	強盗殺人、死体損壊罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
3	2010/11/25	殺人罪等	仙台地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
4	2010/12/8	殺人罪	宮崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
5	2010/12/10	強盗殺人罪等	鹿児島地裁	無罪	被告人死亡 公訴棄却	—
6	2011/3/15	強盗殺人罪	東京地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
7	2011/3/25	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
8	2011/6/17	殺人罪	横浜地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
9	2011/6/21	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
10	2011/6/30	強盗殺人、現住建造物等放 火、強盗強姦罪等	千葉地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
11	2011/7/20	殺人罪等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
12	2011/10/25	強盗殺人、強盗殺人未遂罪等	熊本地裁	死刑 (執行)	控訴棄却	取下げ
13	2011/10/31	殺人、現住建造物等放火罪等	大阪地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
14	2011/12/6	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
15	2011/12/27	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
16	2012/2/24	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
17	2012/3/19	殺人、窃盗罪	鹿児島地裁	無期懲役	—	—
18	2012/4/13	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
19	2012/11/6	強盗殺人、殺人等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
20	2012/12/4	殺人罪等	鳥取地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
21	2012/12/12	殺人罪	大阪地裁	無期懲役	公訴棄却	取下げ
22	2013/2/14	強盗殺人、強盗強姦、死体損 壊・遺棄罪等	岡山地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
23	2013/3/13	強盗殺人罪等	広島地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
24	2013/3/14	強盗殺人罪等	福島地裁郡山支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
25	2013/6/11	殺人、現住建造物等放火罪等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
26	2013/6/14	殺人、脅迫罪等	長崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
27	2013/6/26	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
28	2014/3/10	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
29	2014/9/19	強盗殺人、死体遺棄等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告中
30	2015/2/20	強盗殺人罪等	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却

31	2015/6/26	殺人罪等	大阪地裁	死刑	無期懲役	上告中
32	2015/7/28	殺人、現住建造物等放火罪	山口地裁	死刑	控訴棄却	上告中
33	2015/12/15	強盗殺人罪	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告中
34	2016/2/5	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	—	—
35	2016/3/18	殺人罪等	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告中
36	2016/7/20	強盗殺人罪	前橋地裁	死刑	控訴棄却	上告中
37	2016/10/3	殺人罪等	福岡地裁小倉支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
38	2016/11/2	殺人罪等	名古屋地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
39	2016/11/24	強盗殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告中
40	2016/12/14	殺人罪等	岐阜地裁	無期懲役	—	—
41	2017/3/22	殺人、銃刀法違反罪	神戸地裁	死刑	控訴中	
42	2017/8/25	殺人、詐欺罪等	甲府地裁	死刑	控訴中	
43	2017/11/7	殺人、強盗殺人未遂罪	京都地裁	死刑	控訴中	
44	2018/2/23	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁	死刑	控訴棄却	上告中
45	2018/3/9	強盗殺人罪等	さいたま地裁	死刑	控訴中	
46	2018/3/22	殺人罪	横浜地裁	死刑	控訴中	
47	2018/7/6	殺人、強制わいせつ致死等	千葉地裁	無期懲役	控訴中	
48	2018/7/20	殺人罪等	横浜地裁	懲役 23 年	破棄差戻し	
49	2018/8/6	殺人罪	佐賀地裁	無期懲役	控訴中	
50	2018/11/8	殺人、逮捕監禁致死	神戸地裁姫路支部	無期懲役	控訴中	
51	2018/12/19	殺人罪	大阪地裁	死刑	控訴中	
52	2019/3/8	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	控訴中	
53	2019/3/15	殺人・逮捕監禁致死罪等	神戸地裁姫路支部	死刑	控訴中	
54	2019/11/8	殺人・強盗致死傷等	甲府地裁	無期懲役		

(網掛けの 20 件は死刑判決が確定)

3 裁判員裁判の控訴審

(1) 有罪判決が破棄され無罪が言い渡された事例

2015 年 5 月に浜松市のスクランブル交差点で乗用車を暴走させて 5 人を死傷させたとして、殺人・殺人未遂・道路交通法違反の罪に問われた被告人に対し、東京高等裁判所は、2019 年（令和元年）8 月 29 日、被告人の完全責任能力を認めて懲役 8 年とした一審判決を破棄し、無罪を言い渡しました。

この裁判では、被告人の統合失調症が事故に与えた影響が最大の争点でした。一審の静岡地方裁判所浜松支部（裁判員裁判）は、捜査段階において被告人の精神鑑定をした医師の意見を採用し、「統合失調症の症状が本件発進に一定程度の影響を与えたことは否定できないものの、正常心理から説明できる苛立ち等の要因が与えた影響の方がより強かったといえることからすれば、被告人は、本件発進時、善悪の判断能力を一定程度有していたと認められる」などとして、完全責任能力を認めていました。

これに対して、控訴審の東京高等裁判所は、一審判決が採用した鑑定人の意見は合理性に問題があるとし、これに依拠する一審判決の認定も論理に飛躍があるとしました。その上で、別の医師の意見を採用して「被告人は、本件発進時に、単に事理弁識能力及び行為制御能力が著しく低下していたという程度にとどまらず、これらの能力が残っていたことについても、合理的な疑いがあるといわざるを得ない」と判断しました。

判決後、被害者の夫は「あれだけのことを起こしてなぜ罪に問われないのか。もう意味が分からない」「心神喪失という理由を聞いても到底納得できない」と驚きと怒りをあらわにしました。また、被害者の弁護士は、無罪判決を受け入れる場合は、心神喪失者等医療観察法に基づき、入院・通院による治療を強制的に受けさせる審判を申し立てる可能性に言及しました³。

一審判決が控訴審で覆される割合（破棄率）は、裁判員制度施行から平成24年5月末においては6.6%であったのに対し、平成24年6月から平成30年12月末においては10.9%となっています。最高裁判所は、一審が裁判官裁判であった平成18年から平成20年における破棄率が17.6%であったことから、裁判官裁判時代よりも事後審の徹底（第一審尊重）が図られていると評価していますが⁴、近年、破棄率が上昇していることにも着目すべきでしょう。

裁判員制度における控訴審の在り方については、他の判決との公平性の確保と、市民感覚の反映とのバランスをどう取っていくかという点において非常に重要な問題であるといえます。引き続き動向に注目していきたいと思います。

(2) 死刑判決が破棄された事例

2017年（平成29年）3月10日、大阪高等裁判所は、2014年に神戸市長田区において小学1年生の女兒を殺害したとして、わいせつ誘拐、殺人、死体損壊・遺棄の罪に問われた被告人を死刑とした裁判員裁判による判決を破棄し、無期懲役の判決を言い渡しました。2019年（令和元年）7月1日、最高裁判所が検察官の上告を棄却したことで、この判決は確定しました。

一審の神戸地方裁判所（裁判員裁判）は、本件は、犯行全体として生命軽視の姿勢が甚だしく顕著といえるから、殺害被害者が1名であることなどを考慮しても、公平の観点からも死刑の選択が十分許容され得る事案であるとした上で、被害者遺族の処罰感情や飲酒の影響、被告人の反省や前科状況等の事情を検討しても、死刑の選択を回避すべき事情は見当たらず、死刑の選択は真にやむを得ないと認めざるを得ないとして、被告人を死刑としました。

これに対して、控訴審の大阪高等裁判所は、「本件では、犯行全体から窺われる被告人の生命軽視の姿勢は明らかと評価できるに止まり、これが甚だしく顕著であるとまではいえないから、原判決の理解する同種罪質の事案の量刑状況を前提としても、本件が公平の観点からも死刑の選択が十分許容され得る事案であるとはいえない。同種事案に関する近時の量刑をみると、性的な目的や動機により1名の被害者が殺害された事案であっても、殺害の計画性が認められず、性的被害も伴わない場合には、同種前科のない者に対し死刑が選択されてははいないという傾向がみて

³ 静岡新聞（2019/8/30）

<https://www.at-s.com/news/article/social/shizuoka/675238.html>

⁴ 最高裁判所事務総局「裁判員制度10年の統括報告書」（令和元年5月）

www.saibanin.courts.go.jp/vcms/lf/r1_hyousi_honbun.pdf 【PDF】

とれるのであり、このような傾向に照らしても、殺害の計画性が認められず、性的被害も伴わない本件において、殺人やこれと同視できるような前科のない被告人に対し、公平の観点から死刑の選択が許容されるとはいえない」として、被告人を無期懲役としました。

最高裁判所は、「犯行全体からうかがわれる被告人の生命軽視の姿勢は明らかではあるが、甚だしく顕著であるとまでいうことはできない」とし、「本件においては、死刑が究極の刑罰であり、その適用は慎重に行われなければならないという観点及び公平性の確保の観点を踏まえ、…被告人の刑事責任は誠に重大であるものの、死刑を選択することが真にやむを得ないとまではいい難い」として、検察官の上告を棄却しました。

今回の決定を受け、被害女兒の母親は「裁判員裁判では死刑が相当と判断していただき、その判断が正当だったと今でも確信しています」「その判断を高裁や最高裁が覆してしまったのは納得がいきません。前例を大事にしているだけで、一人の命の重さを理解していないとしか思えません。亡くなったのが一人なら死刑にならないという前例は、おかしいとおもいます。計画性がないとか、前科がないというのも、それだけでは死刑にしない理由にはなりません。前例だけで判断して、命の重さを重視しないのであれば、何のために裁判員裁判をしたのかと思います」とコメントしています⁵。

裁判員制度開始後、一審の死刑判決が控訴審で無期懲役となった事例は5件あり、本件を含めて4件において控訴審判決が確定しています（うち1件は、最高裁判所で審理中）。

このうち、高等裁判所が裁判員裁判の死刑判決を破棄した初めての事例において、最高裁判所は、2015年（平成27年）2月3日の決定で、死刑の適用について、「死刑は、懲役、禁錮、罰金等の他の刑罰とは異なり被告人の生命そのものを永遠に奪い去るという点で、あらゆる刑罰のうちで最も冷厳で誠にやむを得ない場合に行われる究極の刑罰であるから、…その適用は慎重に行われなければならない。また、元来、裁判の結果が何人にも公平であるべきであるということは、裁判の営みそのものに内在する本質的な要請であるところ、…死刑の適用に当たっては、公平性の確保にも十分に意を払わなければならないものである。もとより、量刑に当たり考慮すべき情状やその重みは事案ごとに異なるから、先例との詳細な事例比較を行うことは意味がないし、相当でもない。しかし、前記のとおり、死刑が究極の刑罰であり、その適用は慎重に行われなければならないという観点及び公平性の確保の観点からすると、同様の観点で慎重な検討を行った結果である裁判例の集積から死刑の選択上考慮されるべき要素及び各要素に与えられた重みの程度・根拠を検討しておくこと、また、評議に際しては、その検討結果を裁判体の共通認識とし、それを出発点として議論することが不可欠である。このことは、裁判官のみで構成される合議体によって行われる裁判であろうと、裁判員の参加する合議体によって行われる裁判であろうと、変わるものではない」と述べています。

死刑は人の命を奪う究極の刑罰であり、その適用には慎重な姿勢が求められます。しかし、先例を重視するあまり一審の判決を覆すケースが今後も続けば、刑事裁判に市民感覚を反映するという裁判員制度の意義が揺らぐことになるでしょう。今後も、一審で死刑判決が出された事件の動向について、注目していきたいと思います。

⁵ 朝日新聞デジタル（2019/7/3）

<https://www.asahi.com/articles/ASM737H8DM73PIHB035.html>

(3) 差戻審

2008年に埼玉県志木市の自宅に放火して妻子を殺害したとして現住建造物等放火罪、殺人罪、殺人未遂罪に問われた被告に対し、さいたま地方裁判所で行われた裁判員裁判は、2015年（平成27年）3月23日、被告人以外の者が放火した可能性を否定することができないとして被告人を無罪とする判決を言い渡しました。

これに対して検察官が控訴したところ、2016年（平成28年）7月14日、東京高等裁判所は、被告人が放火に及んだことを相当程度疑うことができるとした上で、出火元に関し更に証拠調べをして解明すべきとして、原判決を破棄し、さいたま地方裁判所に差し戻しました。弁護人は上告しましたが、2017年（平成29年）2月8日、最高裁判所が上告を棄却したことで、東京高等裁判所の判決が確定しました。

これを受けて裁判員が選り直され、2019年（令和元年）10月31日、さいたま地方裁判所（差戻後の第一審。裁判員裁判）は、被告人が放火したと認められるとして、検察官の求刑通り、被告人に無期懲役の判決を言い渡しました⁶。

破棄差戻判決は、第一審判決のやり直しを求めるもので、事件を一審に戻してもう一度審理を行わせるものです。事件が差し戻された場合、再び地方裁判所で裁判員裁判を行うこととなりますが、従前の審理に加わった裁判員を再度選任するのではなく、新たな裁判員を選任して審理をやり直すこととなります。この場合、裁判員は控訴審の判断に拘束されます。新たに選任された裁判員は、差戻前の一審で行われた証人尋問などを直接見聞きしていませんので、その結果をどうやって引き継ぐのかという課題があります。

4 裁判員裁判と取調べの可視化

2017年に東京都中野区の老人ホームで居住者の男性を浴室で溺死させたとして、殺人罪に問われた被告人の裁判員裁判において、2019年10月3日に東京地方裁判所で開かれた公判で、取調べの録音・録画のうち、音声のみが約1時間20分にわたって再生されました。

この裁判で、被告人は、逮捕された直後、検察官の取り調べで殺害を自白していましたが、その後、否認に転じ、同年9月27日の初公判でも起訴内容を否認していました。検察官は、公判前整理手続において、具体的な殺害方法は捜査段階の自白以外で立証することは困難であるとして、自白の様子を撮影した取調べの録音・録画媒体を証拠請求していましたが、東京地方裁判所は、直感的で主観的な判断に陥る危険性が高いとして映像部分を採用せず、音声だけを証拠とする決定をしていました⁷。

取調べの可視化とは、冤罪を生み出す可能性のある違法な自白の強要などがないかを検証したり、裁判で供述の任意性（自らの意思で供述したかどうか）や信用性（供述が信用できるかどうか）

⁶ 時事ドットコム（2019/10/31）

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2019103100989&g=soc>

⁷ 東京新聞（2019/7/14）

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201907/CK2019071402000116.html>

時事ドットコム（2019/10/3）

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2019100301050&g=soc>

か)を立証したりするために、取調べを録音・録画することです。2019年6月1日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が施行され、裁判員裁判の対象事件について、逮捕・勾留下の被疑者取調べの全過程を録音・録画することが義務づけられました。

取調べの録音・録画を巡っては、東京高等裁判所が2018年(平成30年)8月3日に言い渡した判決の中で、「供述の任意性に争いがある場合には、録音録画記録媒体を取り調べることによって、任意性に疑いを生じるような取り調べがあったかどうかを明らかにすることができる」が、「取り調べの録音録画媒体により、被疑者取り調べの外形的な状況が明らかになるとしても、被告人の内心が映像と音声により映し出されたわけでもないのに、同記録媒体により再現される取り調べ中の被告人の様子を見て、自白供述の信用性を判断しようとするには強い疑問がある」と述べています。

今回の判決は、取調べの録音・録画の取り扱いについて、1つの解決策を提示したものとと言えます。もっとも、取調べの録音・録画が有罪の決定的な証拠として使われるようになると、かえって自白に頼りすぎる捜査や裁判が行われる危険性があります。また、法廷で長時間取調べの録音・録画を再生することは、法廷内での直接的なやり取りで、有罪か無罪か、有罪なら適切な量刑はどれくらいかを判断する直接主義や口頭主義という刑事裁判の原則に抵触することにならないかという問題もあります。

取調べの録音・録画の使い方については、今後も慎重に検討していく必要があるといえます。

5 裁判員制度の施行状況等に関する検討会

(1) 裁判員法改正と次の見直し検討について

裁判員法は附則で施行3年後に見直しを検討するよう規定していました。政府は2014年10月に改正案を提出し、2015年6月5日、見直しを受けた改正裁判員法が国会で可決、成立しました。改正裁判員法は同年12月12日に施行されました。

2015年の改正では、①裁判員裁判の対象事件について「審理期間が著しく長期で、裁判員の確保が困難と裁判所が認めるとき」に除外可能となる理由が加えられました。ただし除外の基準となる審理日数などは定められておらず、裁判員の負担を考慮して事件ごとに判断するとされています。また、②性犯罪の裁判員選任手続で被害者のプライバシーに配慮する規定を新設するとともに、③東日本大震災のような大規模災害の被災者は裁判員候補から外せるようにすると裁判員法に明記されることになりました。

これらに加えて、重要な改正点として、④2015年改正から3年後に再び制度の見直しを検討することが盛り込まれました。これは政府が提出した改正案にはなかったもので、衆議院法務委員会では新たな見直し規定を盛り込む修正案が可決されたことにより加えられたものです。

衆議院法務委員会では、「本法の附則に基づく3年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われるよう、裁判員経験者、犯罪被害者等の意見が反映されることとなるように、十分に配慮すること」、「本法の附則に基づく3年経過後の検討に当たっては、死刑事件についての裁判員制度の在り方、性犯罪についての対象事件からの除外などの犯罪被害者等の保護の在り方、否認事件への裁判員参加の在り方、裁判員等の守秘義務の在り方等、当委員会において議論となった個別の論点については、引き続き裁判員制度の運用を注視し、十

分な検討を行うこと」との附帯決議が可決され、上川法務大臣（当時）が「附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます」と答弁しました⁸。

(2) 検討会の開催状況

法務省は、上記(1)の制度見直しの検討のために、「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」（以下、「検討会」といいます。）を設置しました⁹。第1回会合は2019年1月16日に開催されました。検討会は11名の委員で構成され、大澤裕東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授が座長を務めています¹⁰。第5回会合からは裁判員裁判関係者へのヒアリングが行われています。第5回会合では、裁判員裁判で精神鑑定に関わった医師、強姦致傷事件の被害者ご本人及び被害者参加の弁護士に対するヒアリングが行われました。第6回会合では、犯罪被害者のご遺族、被害者支援団体の方などが出席してヒアリングが行われました。

(3) 裁判員経験者に対するヒアリング

第7回会合と第8回会合では、裁判員経験者に対するヒアリングが行われました。2015年の裁判員法改正のために法務省に設置された「裁判員制度に関する検討会」では、裁判員経験者に対するヒアリングは行われなかったため、政府の検討会として初めて裁判員経験者の声を聞く機会となりました。このうち第8回会合では、裁判員経験者4名と共に裁判員ネットから大城聡、坂上暢幸、福田隆行の3名が出席しました。市民からみた司法参加の意義と課題について、裁判員経験の共有を妨げる2つの壁を取り払うために、①裁判員候補者公表禁止規定の見直しと②裁判員経験者の守秘義務の緩和が必要であることなどを話しました。

(4) 今後の動き

裁判員裁判関係者へのヒアリングの後には、対象事件の範囲の在り方、裁判員の守秘義務の在り方、裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置等のテーマに関して検討が行われるものと思われる。2015年の裁判員法改正の時には、取りまとめ報告書¹¹が作成されました。今回の検討会においても同様に報告書が作成されるものと考えられます。その後、裁判員法の改正を伴う見直しが行われる場合には、政府が改正案を国会に提出し、衆参両院の法務委員会で審議されることとなります。

裁判員制度は市民参加の制度ですから、市民の視点からの見直しの議論が行われるように引き続き注目していきたいと思えます。

⁸ 第189回国会 衆議院法務委員会会議録 第14号（2015年5月15日）

⁹ 法務省「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00146.html

¹⁰ 法務省「裁判員制度の施行状況等に関する検討会 委員名簿（令和元年7月4日現在）」

<http://www.moj.go.jp/content/001301643.pdf>

¹¹ 「裁判員制度に関する検討会」取りまとめ報告書

<http://www.moj.go.jp/content/001280044.pdf>

【付録】

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第37号）に対する附帯決議（衆議院法務委員会）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 長期間の審判を要する事件等は、国民の関心が高く、社会への影響も大きい事件が多いことから、裁判員制度が創設された目的に鑑み、その除外決定は極めて例外的な措置であることなど、本法の趣旨の周知徹底に努めること。
- 二 審判に著しい長期間を要する事件等の対象事件からの除外決定は極めて例外的な措置であることに鑑み、除外の要否の検討を行う前提として、関係者の協力の下、公判前整理手続等において必要な審判期間及び公判期日等についての十分な検討を行うとともに、できる限り裁判員等選任手続の実施を図り、裁判員裁判を実施するために最大限の努力を尽くすことなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知徹底に努めること。
- 三 **本法の附則に基づく三年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われるよう、裁判員経験者、犯罪被害者等の意見が反映されることとなるように、十分に配慮すること。**
- 四 裁判員裁判の円滑な実施を図るため、裁判員制度施行後の辞退率の上昇及び出席率の低下について十分な検討を加え、必要な措置を講じること。
- 五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。
- 六 国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に訴訟手続を行う制度の在り方について、差し当たり刑事訴訟手続における国民参加の制度である裁判員制度が導入されたことに鑑み、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立するため、広範な視点に立って検討を行うこと。
- 七 **本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、死刑事件についての裁判員制度の在り方、性犯罪についての対象事件からの除外などの犯罪被害者等の保護の在り方、否認事件への裁判員参加の在り方、裁判員等の守秘義務の在り方等、当委員会において議論となった個別の論点については、引き続き裁判員制度の運用を注視し、十分な検討を行うこと。**
- 八 裁判員制度施行後における殺人罪及び強盗致死傷罪等の起訴率の低下と制度の影響との因果関係について、本法の附則に基づく検討までに検証を行うこと。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第37号）に対する附帯決議（参議院法務委員会）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 長期間の審判を要する事件等の裁判員対象事件からの除外手続については、司法の国民的基盤の確立を目的とする裁判員制度の趣旨に鑑み、その決定は極めて例外的な措置であることを踏まえた的確な運用がなされるよう周知徹底すること。
- 二 裁判員制度施行後の辞退率の上昇及び出席率の低下について十分な調査を行うとともに、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、法教育や裁判員制度の意義及び内容に関する広報啓発活動を拡充し、裁判員経験者の体験を広く国民が共有できるよう努めること。
- 三 裁判員の心理的負担を緩和するための方策の推進及び裁判員等の守秘義務の範囲の明確化について更に取り組むとともに、裁判員制度の運用を注視しつつ、守秘義務の在り方全般にわたって引き続き十分な検討を行うこと。
- 四 地方公共団体、企業等との協力体制を強化して、特別な有給休暇制度の導入や託児・介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。
- 五 **本法附則に基づく三年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われることの重要性を踏まえ、裁判員経験者、犯罪被害者、法廷通訳人などの裁判員裁判関係者の意見が反映されるようにすること。**
- 六 **当該検討に当たっては、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立する観点から、裁判員制度の対象の範囲、死刑事件についての裁判員制度の在り方、公判前整理手続の在り方等について着目し、十分な検討を行うこと。**

※ハイライトは裁判員ネットによる。